

有限会社瓔珞 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年5月16日～平成31年5月15日までの3年間
2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成28年5月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成28年6月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのための研修を行う。

<対策>

- 平成28年6月～ 研修内容の検討
- 平成28年7月～ 研修の実施

目標3：平成29年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

目標4：平成29年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成28年6月～ 社員へのヒアリング、検討開始
- 平成28年6月～29年3月 制度の導入、リーフレットなどによる社員への周知

目標5：計画期間内に、子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成28年6月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 平成28年7月～ 出産予定者に対して面談を行い、育休復帰支援プランを作成する
- 平成28年10月～ 育休復帰前に面談を行い、無理のない働き方を労使で決定する

目標6：週1日程度の在宅勤務ができる制度を試行的に導入する。

<対策>

- 平成29年1月～ 社内検討委員会を設置
- 平成29年3月～ 在宅勤務の内容や対象について検討
- 平成29年4月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討